

チーム・まちスタ 第15回会議次第

日時:平成23年12月20日(火)午後6時30分

場所:庄内町役場西庁舎 第二会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 「最終報告書案の内容検討について Vol. 1」 資料1、2、3、4

◆ 全体会で資料1～4をもとに、条例案の内容を中心に検討します。

〈論 点〉

- ① 条例案の構成について
- ② 条例案の内容について
- ③ 住民投票について (1. 条例に盛り込むべきか 2. 盛り込む場合内容をどうするか)
- ④ 報告書の内容について

(2) その他

●次回の進め方について

最終報告書案の内容を確認します。

●次回会議の日程調整

1月16日(月)の週で調整します。

4 そ の 他

第16回日程:平成24年1月 日() 午後6時30分～

5 閉 会

チーム・まちスタ 第15回会議 内容録

○ 日 時：平成23年12月20日（火） 午後6時30分～午後9時

○ 場 所：庄内町役場西庁舎 2階 「第二会議室」

○ 出席者

・メンバー

A班： 堀井 和彦 後藤 紀 廣田 里佳 武田 一人

B班： 梅木 均 石井 範子 加藤 武好 我妻 則昭 斉藤 真奈美

C班： 齋藤 禎 鈴木 美智子 斎藤 克弥

計 12名 出席

・助言者

東北公益文科大学 講師 小地沢将之

・事務局

情報発信課長 長南和幸、政策推進係長 渡部桂一、主任 高田謙

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 「最終報告書案の内容検討について Vol.1」 資料 1、2、3、4

(2) その他

4 そ の 他

5 閉 会

1 開 会

【事務局 長南】

只今よりチームまちスタ第15回会議をはじめます。今日の出席委員は12名です。会長から挨拶を頂き、引き続き進行をお願いします。

2 会長あいさつ

【齋藤禎会長】

こんばんは。まちスタにおける基本条例の検討も今日を含め残すところあと2回となりました。今回から会議開始時間を30分早めましたが、これに合わせたかのように天気も荒れ具合となりました。条例案について、前回会議の意見、皆さんからの意見を踏まえ、事務局で改めて整理したものを今日提案させていただきます。今日は全体会として、会議を進めていきます。条例案に対して、改めて、皆さんから意見をもらい、都度、小地沢先生から助言していただきながら、進めていきたいと思います。皆さんから、より良くするための多くの意見を頂戴するよう、よろしくお願ひします。

3 協 議

【齋藤禎会長】

それでは協議に入ります。話し合いの進め方として、はじめに条例案の構成と内容について検討

を行い、その後に住民投票制度に絞った検討と、最終報告書の構成について協議をします。

まずは、資料1と2を用いて、条例案の構成と内容を検討します。事務局から資料の説明をしてください。

【事務局 高田】

資料1は、前回示した内容と今回修正を加えた条例案の新旧対照表、資料2は、前回会議の意見と皆さんから出された意見、それら意見について、どう整理したかを記したものです。ご意見をいただいた箇所以外にも、事務局で条例案全体を再整理しています。主に資料1を用いまして、順をおって条例案について説明します。

〈以下、資料1、資料2に基づき説明〉

[前回との変更点のポイント]

○構成を変更

- ・「旧第2章町民の役割等、第3章町、町長及び町職員の役割、第4章町議会及び町議員の役割」を「新第2章まちづくりの担い手と役割」とし、そのもとにそれぞれ1～3までの節をおく。
- ・「旧第5章情報提供～第8章住民投票」を「新第3章まちづくりの方法」におき、かつ、「旧第5章情報提供」と「第7章参画と協働」を一つに合わせて、新第3章のもとに「第1節人材育成と活用 第2節参画と協働 第3節住民投票」とする。参画と協働の大前提となるものが情報共有であることから、第2節参画と協働に情報共有をまとめたもの。
- ・旧第8条第2項の趣旨を新第15条、第16条にまとめる。
- ・旧第21条第3項の趣旨を新第14条にまとめる。
- ・旧第21条第2項の趣旨を新第18条～第20条で具体的な内容を明示する。
- ・旧第13条を新第17条第2項に移行。
- ・旧第16条個人情報の保護を新第17条第3項に移行し、「町民、町及び町議会」（町民を加える）とする。
- ・旧第15条を新第18条第2項に移行。
- ・新第18条第4項に「情報共有の集約機関」として、町の役割を追記。
- ・旧第23条～第25条の位置付けと考え方を整理し直し、新第20条「町及び町議会への参画と協働」にまとめる。
- ・旧第24条第2項の趣旨を新第18条第1項にまとめる。
- ・新第21条「住民投票」とし、定義との整合性を図り、地方自治法の条例請求権を根拠とした個別型を想定するもの。
- ・新第24条に「継続的に検証する」旨を追記。

○「まち」と「町」と表記（「まち」は庄内町全般、「町」は行政…第4条（4）に定義）

- ・ これまでは、条文中では「町」の表記をしてきたが、行政を指す場合は「町」、庄内町全般を指す場合は「まち」（まちづくりとの整合性を図り）とそれぞれ表記。

○4条定義（2）町民 イ町内に住所がある人を「住民」として加えて定義

- ・ 第21条 住民投票制度との整合を図る。

○「地域コミュニティ」を「地域活動」に置き換える

- ・ 4条定義（3）と7条を整理し、地域における町民の役割を明確にする。

○第6条「事業者の役割」に事業者特有の役割を明確化

- ・町の元気力づくりの担い手として役割を第2項に明確にする。
- 新第17条第3項「個人情報の保護」は、「町民」を加え「町民、町及び町議会」の役割とする
- 新第18条第4項に「情報共有の集約機関」として、町の役割を追記
- 旧第23条～第25条の内容を整理し、新第20条「町及び町議会への参画と協働」とする
- 「町民投票」を「住民投票」に
 - ・「住所を有する者」に限り、定義との整合性を図る。
 - ・地方自治法の条例請求権を根拠とした個別型を想定するもの。
- 新第24条「条例の見直し」に「継続的に検証する」旨を追記

【齋藤禎会長】

大分内容が整理されてきています。条例案の構成が大きく変わっていますが、はじめに、全体の構成について、皆さんから意見を出していただきたいと思います。

(意見特になし)

この後、章ごとに内容検討を行っていく中で、構成についても気付いた点などあればその都度意見を出していただくようお願いします。

なお、出された意見などについては、意見の趣旨を踏まえて、再度事務局が調整する、ということとさせていただきます。

はじめに「前文」についてです。

(意見特になし)

次に、「第1章総則第1条～第4条」です。

(意見特になし)

次に、「第2章まちづくりの担い手と役割第5条～第12条」です。

【堀井和彦委員】

第11条第2項町議会の役割の文中に「点検」とあるが、内容になじまない。もっと適当な表現がないか、なお、検討を要する。

【廣田里佳委員】

第7条第1項地域活動の推進の文末が、旧「守り育てる」→「受け継ぐ」と表現変わっているが、「育てる」視点が抜けたのではないか。

【齋藤禎会長】

これまで、第7条については「地域コミュニティ」として役割を明確にしてきたが、今回この部分を「地域活動の推進」として、町民の地域における役割づけを明確にし、第4条の定義についても「地域コミュニティ」を「地域活動」としている。考え方としてはこれまでの延長線上にあるものだが、これについては、皆さんから意見などないか。

(異議なし)

【後藤紀委員】

第6条事業者の役割について。第4条定義で町民に事業者を含んでいる。町民の一員である、事業者だけをあえて抜き出し、条建てした理由は何なのか。例えば、第6条の内容を、第5条町民の基本姿勢と役割第3項以降に加えてもいいのではないのか。

【事務局 高田】

事業者は町民として、まちづくりに欠かせない一員であること、一方で、雇用や産業を通じた町

の元気力づくりには、事業者特有の役割が大きい、ということがこれまでの検討経過だと理解している。このことから、町民の一員としての役割に加え、事業者の役割を際立たせるために条建てさせていただいている。

【後藤紀委員】

第4条町民には、町内で働く人と事業者も定義されている。第6条第2項にうたわれる「専門性を活かす」の「専門性」を持っているのは、働く人なのか、事業者なのかということも考え併せ、再度検討願いたい。

【我妻則昭委員】

第8条町の役割の文中の旧「町議会の議決等」→「町の総合計画」にした理由はなにか。

【事務局 高田】

まちづくりの具体的な施策の方向付けがなされる町の総合計画を改めて表に出したものの。町議会の議決を経て、条例や総合計画がつくられるし、議会の議決のみだけではなく、意見なども踏まえて仕事を行うものなので、そういった意味合いは「等」に含ませてもらっている。

【石井範子委員】

第4条町民の定義に戻るが、公益団体、ボランティア法人などはハとニどちらに位置付けされるのか。第6条事業者の役割との整合を図るとすれば、当然事業者に入ると思われるが。

【事務局 渡部】

事業者を含むものとして考えているが、なお理解しやすい定義ハとニの表現を整理する。

【小地沢助言者】

これまでの議論で、第6条にあえて事業者を位置付ける必要があるか、ということが論点としてだされた。これまでの議論で、町民それぞれに差はあるが、徐々に力をつけてそれぞれのステージで力を発揮する場として、第3章第15条多様な人材の活用第2項に「町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用するよう努めます。」とも設けている。この条文があることを考えると、もう少し、事業者の役割を明確にすることや、又は解説書で説明を加えれば事足りる感じもする。町民の役割との関連で意見を出していただきたいと思う。

【斎藤禎会長】

第4条町民の定義、第5条町民の基本姿勢と役割、第6条事業者の役割、第15条多様な人材の活用の関連で、皆さんから意見を頂戴したい。

【武田一人委員】

第4条町民の定義の冒頭に、「町民とは、庄内町でまちづくりを一緒にしていく一員である」旨の考え方を示してはどうか。そうすることにより、働く人も事業者もみんなまちづくりを進める町民という位置付けが明確になり、理解しやすくなるのではないだろうか。

【事務局 長南】

基本条例で定義する「町民」は、一般的な「住所を有する人」だけではなく、まちづくりに関わる広い範囲としている。条例を理解しながら読み進めていくため、この「町民」の定義にどうスムーズに入っていきことができるか、整理していく。

【斎藤禎会長】

小地沢先生からは、第15条と一本化もありうるという話がなされたが、第6条事業者の役割について皆さんの考えはどうか。第6条と第15条を一本化することにより、説明不足になるのか、

すっきりと整理されていくのか。

【石井範子委員】

一般的なイメージから行くと「事業者」は収益を目的とするものであり、まちづくりには関わりが薄いという認識ではないだろうか。そうではなくて、庄内町の基本条例の特色としても、まちづくりにおける「事業者」の役割をしっかりと位置付けをしたい。

【後藤紀委員】

事業者は、第5条町民の基本姿勢と役割の第3項以降に加えることでいいと思う。事業者を際立たせる必要は感じない。

【斎藤禎会長】

事業者はまちづくりを進める一員としてしっかりと位置付けるべきという意見と、町民の一員なのだからあえて際立たせるべきではないという意見が出された。

【小地沢助言者】

この二つの意見に加え、もう一つの考え方として、第6条第2項を「特に」まちづくりに協力するという特別な位置付けを加えることもありうる。

【石井範子委員】

庄内町の基本条例として、事業者の役割、位置付けを際立たせた特徴的なものとしたい。

【斎藤禎会長】

これまでの議論から、「事業者は町民の一員である」ことは、一致している。第5条、第6条、第15条については、条文全体のバランスや内容を踏まえ、整理させていただきたい。

(異議なしの声あり)

次に第3章まちづくりの方法にうつります。住民投票については、別に時間を議論しますので、それ以外の項目について意見などをお願いします。

【堀井和彦委員】

第14条子どもの育成の文末「育みます」だが、町民、町、町議会全体で、手を差し伸べる、サポートしながら育てるといった視点の表現とすべき。

【後藤紀委員】

第18条情報共有の進め方第1項に「適切な時期と方法により」とあるが、もっと具体的に示す必要があるのではないか。

【廣田里佳委員】

情報の種類や性質により一概に示すことはできないのではないか。

【事務局 長南】

具体的に示す時期を明示するよりも、「適切な時期と方法により」によって、町や町議会が、常に知恵を絞りながら改善、工夫し続けていくことが、町や町議会に課される大切な仕事になっていくことになるので、かなり重要な役割づけになると思っている。

【小地沢助言者】

ステークホルダーマネージメント、利害関係のある人に対する情報共有、発信の進め方として、どのような情報をだれに、どのタイミングでどういった手法を用いて行うかといった話を以前の会議でさせてもらっているが、その観点からみても趣旨に合っていると思う。一方で、その趣旨を正確に理解する行政や議会の力が今後試されてくるものだと思う。

【齋藤真奈美委員】

表現として、「町及び町議会は、情報の発信及び公開について～～」とした方が、理解しやすいのではないだろうか。

【齋藤禎会長】

それでは、次に第4章連携と交流、第5章条例の見直し、第6章委任の3つの章について、意見などを出して下さい。

【齋藤克弥委員】

第6章委任だが、章題を雑則などとして委任として章建しなくともいいのではないか。

【梅木均委員】

条文全体についてだが、各条文の文末「～～しなければなりません」「～～努めます」「～～します」をどのように整理したのか考え方を伺いたい。

【事務局 高田】

これまでの議論と連動させている。条文の内容にもよるが、基本的には、町や議会は「～～しなければなりません」「～～します」という縛りをかけ、町民は「～～努めます」「～～します」を使い、みんなで行うまちづくりを促す表現を多用している。

【齋藤禎会長】

基本は今事務局から説明あったとおりで、これまでの議論から導き出しているもの。個別の条文ごとに、皆さんから指摘があればお願いしたい。

【事務局 高田】

前回の条例案では、理解しやすい触れやすい表現として「条例」を「ルール」に置き換えたが、今回は、ご意見を踏まえ、「条例」をそのままにしている。「条例」とそのまま使うべきか、ほかに置き換えたほうがいいのか意見を伺いたい。

【齋藤禎会長】

難しい表現は避けるということを念頭に置くことは大切なことですが、皆さんの意見はどうか。

【石井範子委員】

「条例」と表記した方がいい。わかりやすさということも大切ではあるが、他に用語を置き換えた場合、せつかくのまちづくりの規範となるべき条例が、軽くなるような気がする。

【石井範子委員】

第24条条例の見直しについて。「継続的に検証を行い、必要に応じ見直し」とあるが、どの時点であるのかが逆にあいまいに感じる。「継続的」「必要に応じ」は受け取り方によって、あいまいな言葉であり、確実にを行う前向きな記載とすべき。

【梅木均委員】

例えば、遊佐町では、5年という機関を定めている。

【齋藤克弥委員】

第24条第1項の「必要に応じ」をとり、もっと前向きな姿勢を表現すべき。

【事務局 高田】

考え方としては、前向きな姿勢で、常に検証を行うことが念頭。具体的な仕組みを整えながら、第24条の条文の内容も整理させていただく。

【小地沢助言者】

年次を区切った定期的な見直しも大事だが、町民や行政、議会がこの条例をきちんと使うという意識を持つことが何より大切であり、どのように見直しと検証行うかということが最も重要。その意味では、参画と協働がしっかりと担保されており、かつ、「継続的に」の表記は積極的な姿勢を表しているものだと思う。一方で、日本語のあいまいさも指摘の通り感じる部分もある。ただ、石井さんと事務局の本質的なところの思いは一緒なので、あとはそのことをどう文言として整理するかだと思う。

【斎藤禎会長】

ただ今の議論を踏まえて、文言を整理しなおすとともに、考え方を具体的に報告書に盛り込むようにする。

【堀井和彦委員】

確認だが、検証を含めた見直しを参画と協働で行うということでもいいか。

【事務局 渡部】

その通りです。

【斎藤禎会長】

その他、ございませんか。全体を通してでも結構です。

【廣田里佳委員】

第3条基本原則第1項だが、町民、町、町議会の三者が「情報共有」することと、「お互いを信頼し支え合い」の関係性、つながりがしっくりこない。

【小地沢助言者】

お互いの何を理解し何を支え合うのか。「何を」がはっきりすれば、スッキリしますか。

【廣田里佳委員】

特に、町民と町議会の関係性が整理できない。情報のキャッチボールをした上で、「理解」が埋められることはわかるが、特に「支え合う」意味自体が整理できない。

【事務局 高田】

それぞれが情報を共有し合うことで、お互いを理解し、信頼関係がつくられ、支え、協力し合うことで参画と協働が進むものと考え、このような内容としています。

【武田一人委員】

情報共有により、透明性が担保され互いの垣根をなくなる。そうすることで、三者の壁がなくなる。

【廣田里佳委員】

今言われたことまでは、理解は同じである。

【事務局 長南】

わかりやすい表現が大前提ではあるが、庄内町の最上位であり、規範となる条例であるので、品格や重みも重要と考える。今出された話をどう条文に落とし込むか検討させてもらう。

【後藤紀委員】

第22条町出身者や町外の人々との連携と交流での、「町に関わり又は関心を持つ」の「又は」は削除していいのではないか。

【齋藤禎会長】

様々な意見を頂戴した。出された意見を踏まえ、改めて全体を整理させていただき、次回皆さんに提示させていただく。

次に、資料3を用いて、住民投票について協議し整理していきます。事務局から資料3の説明をお願いします。

【事務局 高田】

現在の条例案は、地方自治法第74条の規定される条例請求権に基づく個別型のもの。住民投票制度を基本条例に盛り込むか否か、盛り込む場合どのような形のもの盛り込むか。の大きく2点が焦点となります。

(以降、資料3について説明)

【齋藤禎会長】

これまでの議論で、盛り込む方向ではおおむね一致していると思っている。条例案は、資料でいう個別型Aを想定したものだが、もっと踏み込んだ規定を設けることも可能。例えば、18歳以上の人、定住外国人や町外に住所を持つ人などにも権利を与えるなど。

【小地沢助言者】

別の視点で話をさせていただきます。前回、住民投票の話がなされた際、「庄内町に住所を有する者に限る」という話が出されました。基本条例をこれまで議論してきて、「町民」をまちづくりに参加するみんなと定義し、みんなでやっつけようとしているにもかかわらず、なぜ投票制度だけは、「庄内町に住所を有する者に限る」になるのか。一方で、地方自治法以上のルールを基本条例に盛り込む場合、18歳という年齢や外国人、又は「町民」とする場合の判断基準を明確にする必要がある。

基本条例を活かしていくということは、「町に関わるみんなでまちづくりをやっつけよう」ということであり、このことを一番に据えて、住民投票について皆さんからのご意見を伺いたい。

【堀井和彦委員】

先生の言われた「町に関わるみんなでまちづくりを行っつけよう」という話は理解できる。他自治体の状況はどうか。

【小地沢助言者】

他の自治体も年齢要件や外国人については様々なパターンがあるが、住所要件は自らの自治体に限っている。ただ、これまでの議論から行くと、庄内町はそれ以上のものも考えられるのでは思っていた。

先日まで、住民投票の規定に関する地方自治法の改正の議論が国の諮問機関でなされていた。結果、結論がまとまらなかった。国全体の議論がしつくされていない状況のもとで、拙速に結論を出せない課題、非常に難しい問題であり、まちスタにおけるここ数回の議論だけで結論を導いているのか疑問に思っている。

加えて、滋賀県近江八幡市では、基本条例をつくり住民投票制度を盛り込んできたが、先日、その住民投票制度をなくした基本条例の改正案が可決された。その理由は、単に住民の賛否を問うことに依存するのではなく、議論ができる参画と協働を進めるまちでありたいということだった。まちスタメンバーの皆さんにとっての参画と協働、町民がどう力を合わせ、課題に対峙していくか、もう少し考えていただければと思う。

【斎藤禎会長】

10月に行った「町議会議員との意見交換会」における、町議員の皆さんの意見としては、「きちっと位置付けたほうがいい」という反応だったと思う。今の先生の意見を踏まえ、皆さんからも意見をもらいたい。

【廣田里佳委員】

町外の人が権利を持つ場合、どう判断するか、できるか難しい気がする。

【事務局 長南】

現実的に考えた場合、選挙人名簿によらない人たちをどう扱い、把握するかについては、非常に困難を極めること。

また、「まちづくり」という幅のある取り組みの中に、「住民投票制度」という制度としては厳格なものを位置付けることに、少し違和感が生じている。

【斎藤禎会長】

「まちづくり」全体を考えると、定義した町民すべてが対象ということで整合はとれると思うが、「住民投票」を実施する際に、「住民」以外をどう把握するか困難な作業が伴う。この件については、「投票権」＝「住所を有する者」という固定観念があり、私も考えつかなかった。この他に、定住外国人や年齢要件といったことなど意見を出して下さい。

【後藤紀委員】

権利は「住民」に限るべきだと思っている。

【小地沢助言者】

会長や後藤委員の「住民に限る」という意見は、ごく当然の考えだと思う。

ただ、逆の視点で、例えば、第6条事業者の役割ともかぶってくるが、「事業者として、まちづくりの一角を担ってください、でも最後の部分の権利はありませんよ」ということになる、事業者の立場からも考えてもらいたい。

この話は、もっとたくさんの議論が必要であり、簡単に結論を導くのは難しい話。だとしたら、今の段階では「住民投票」という賛否の結論だけを求める手法に頼らずに、まずは参画と協働を進めることで課題の解決を目指すことを明確にした方がいい、というのが私の考えです。

ただ、皆さんにとっての、町民の役割のとらえ方、それを適切に発揮する仕組みなど考えて頂きながら、皆さんの考えをまとめてもらい、改めてご意見を伺いたい。

【武田一人委員】

当初は、年齢要件を緩和すべきであり、地方自治法によるだけのものであれば盛り込む必要はないと思っていた。今話を聞いて、これまでの議論を通じ、参画と協働を中心とした新しい庄内町をつくる基本条例を制定することを考えた場合、情報を共有し参画と協働の仕組みを作りながら、基本条例をみんなが意識し活用していけば、「住民投票」は起こり得ないと思う。

【堀井和彦委員】

私は、選挙権とは別に18歳以上の住所を有する者に権利を与えたいと考える。18歳の根拠は、高校を卒業する年にあたり、社会通念上、社会人といわれる年齢であること。

また、この話とは別に「住民投票制度」は基本条例に盛り込むべきと考える。住民投票という制度や住民の権利を、広く知らしめるためにも必要だと感じる。このことにより、町議会や町と町民の間に一定の緊張感が保たれてくるものと思う。

【小地沢助言者】

これまで全国的に約 600 件の住民投票が行われているが、そのうちのほとんどが市町村合併の是非についてである。その他の例も「ごみ焼却処理場」「原発施設」の建設の是非などであり、争点は限られている。住民の最終手段であるべき「住民投票」をはじめから使えるということのメリットとデメリットを充分理解する必要がある。さらに 18 歳とするための明確な基準、逆に言うと 20 歳ではダメな理由。このまちスタでこういったことを充分理解、整理した上で、24000 人の庄内町民全体の理解を進める必要がある。

【石井範子委員】

山形県内の長井市、米沢市、川西町は基本条例には盛り込まれていないが、別に住民投票制度は設けていないか。

【事務局 高田】

設けていません。

【小地沢助言者】

住民投票制度そのものは、大きな問題が持ち上がった際につくられるものであり、何もない時から、制度そのものをつくっている自治体はそう多くない。

【斎藤禎会長】

まだ議論し足りないと思いますので、次回最終回は、最終報告（案）の内容検討の中で、住民投票に焦点を絞って、再度検討して取りまとめていく。

【小地沢助言者】

住民以外の人、18 歳未満の人、事業者など、まちづくりには関わるが投票制度からは除かれる人たちの視点からの検討が必要。

【斎藤禎会長】

それでは、資料 4 最終報告書の構成についてです。資料 4 を参照ください。この内容でもって、最終報告書を構成していきたいがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、このような構成でまとめます。

次に協議（2）その他について、まとめて事務局から提案して下さい。

【事務局 高田】

今回は 1 月 18 日（水）午後 6 時 30 分開会とし、協議内容は、最終報告書の内容と住民投票制度の検討を行います。

【斎藤禎会長】

皆さん次回日程と内容についてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、事務局の提案通りの内容とし、次回会議は年明け 1 月 18 日（水）午後 6 時 30 分からとします。

そのほかなければ、これで第 15 回会議を閉会します。